

事務連絡  
平成20年5月15日

各都道府県教育委員会施設主管課  
都道府県立・助成担当係 御中

文部科学省大臣官房文教施設企画部  
施設助成課整備計画係

安全・安心な学校づくり交付金の事業取り扱いについて（通知）

公立学校等の施設整備につきましては、平素よりご尽力いただき誠にありがとうございます。

平成20年度に実施する安全・安心な学校づくり交付金事業につきましては、下記のように取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。

各都道府県教育委員会におかれましては、この通知の内容を域内の市区町村教育委員会へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1, 耐震補強事業の関連工事の取り扱いについて
- 2, 建築非構造部材の耐震化について
- 3, 内部環境改善を図るための改造工事について
- 4, 耐力度点数の特例について
- 5, その他

【本件担当】

大臣官房文教施設企画部  
施設助成課整備計画係  
TEL 03-5253-4111 (内線2466)  
Fax 03-6734-3743

## 1. 耐震補強事業の関連工事の取り扱いについて

原則として、耐震補強工事と同一棟で実施される外部・内部の改修や模様替えにかかる工事については、耐震補強工事の関連工事とする。

〈主な事例〉

- ・ 内外装、建具及び設備等の改修工事。（造り付けの棚・ロッカー等を解体・設置する工事を含む。）
- ・ 耐震補強工事に併せて既存設備を更新する工事。（新たに空調設備、校内LAN、エレベーター等を設置する場合を除く。）
- ・ 庇、窓、天井、屋上防水及び塔屋の撤去・付替等の工事。
- ・ 建築基準法、消防法等の規定により必要となる防火扉（制御装置を含む。）の設置工事
- ・ 補強対象建物の窓ガラスを強化ガラス等に変更する工事。
- ・ リース契約の仮設建物工事（補強工事を実施する棟面積を限度とする。）ただし、大規模改造（老朽）と同時併行で実施する場合に必要となる場合はそれぞれの補助対象面積で按分する。
- ・ 低下する室内外環境条件（照度、温湿度等）を回復させる改修工事や模様替え。
- ・ その他、工事施工上撤去せざるを得ない倉庫等の解体工事。

配分基礎額については「補強単価×補強面積」を適用し、必要に応じて「老朽単価×老朽面積」等と合算させる。

（計算例）

耐震補強事業における配分基礎額の構成

$$= (\text{補強単価} \times \text{補強面積}) + (\text{老朽単価} \times \text{老朽面積}) + (\text{その他単価を用いる事業等の配分基礎額})$$

## 2. 建築非構造部材の耐震化について

建築非構造部材（主に耐震的観点からなされるものであり、建物全体の構造設計・構造計算の対象になる構造体（主体構造、躯体）以外の部材を指す。）の耐震化工事については、既存の事業である「大規模改造（質的整備）」の「安全管理対策施設整備工事」の対象とする。

〈主な事例〉

- ・ 外壁及びその仕上げ（モルタル・タイル・ALC板等）の剥落・落下防止工事。
- ・ 建具及びガラスの落下防止工事。
- ・ 間仕切り及び内装材（内装仕上げ材の剥落等）の剥落・落下防止工事。
- ・ 天井材（下地材・天井ボード）及び天井器具（照明器具・空調機器等）の落下防止工事。
- ・ 屋根材（瓦材等）の落下防止工事。
- ・ 屋外避難階段等の本体建物から分離防止工事。
- ・ 設備機器（屋外空調設備・受水層・高置水槽等）の移動・転倒防止工事。
- ・ 配管（給排水配管・ガス配管・電線等）の破損・切断（漏電）防止工事。
- ・ 既に存在する書架やロッカーなどの備品等を建物に固定させる転倒防止工事。
- ・ その他、地震時における安全確保、避難経路の確保の観点から必要な工事。

配分基礎単価は「その他単価」を用いる。

### 3, 内部環境改善を図るための改造工事について

建物内部の環境改善を図るための改造工事については既存事業である「大規模改造(質的整備)」の「教育内容及び方法の多様化等に適合させるための内部改造工事」の対象とする。

〈主な事例〉

- ・ 建具の高気密・高断熱化を図る工事。
- ・ 高効率型照明設備、点滅・調光装置等を導入する工事。
- ・ 省エネルギー型空調(冷暖房設備)を導入する工事。

配分基礎単価は「その他単価」を用いる。

### 4, 耐力度点数の特例について

地域・学校種別等による耐力度の特例については、「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」(平成18年7月13日18文科施第188号文部科学大臣裁定)において『第147構造上危険な状態にある建物』と規定しているところである。

その他当該学校の実情及びその環境、立地条件等からその改築が真にやむを得ないと認められる建物には「昭和45年以前に建築された建物」も該当する。

なお、「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和55年7月23日文管助第217号文部大臣裁定)及び「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置についての関係法令の運用細目」(平成13年9月3日13文科初第579号文部科学大臣決定)についても同様の取り扱いとしている。

### 5, その他

改築事業について、交付決定後、減額となる内容変更をする事例が多く見受けられた。今後は施設整備計画提出時に、見積もり等の妥当性を十分に精査すること。